生駒市規則第31号

生駒市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月1日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(生駒市情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 生駒市情報公開条例施行規則(平成21年3月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第13条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) いこま市民パワー株式会社

(生駒市行政組織規則の一部改正)

- 第2条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。
 - 第10条の3環境モデル都市推進係の項に次の1号を加える。
 - (3) いこま市民パワー株式会社との連絡調整に関すること。

(生駒市法令遵守推進条例施行規則の一部改正)

第3条 生駒市法令遵守推進条例施行規則(平成19年10月生駒市規則第23 号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) いこま市民パワー株式会社

附則

この規則は、公布の日から施行する。